

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和35年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験)</p> <p>第13条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（日本国籍を有していない者については、<u>住民票の写し</u>（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）<u>又は同法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書</u>（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下「<u>住民票記載事項証明書</u>」という。））</p>	<p>(試験)</p> <p>第13条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書 <u>又は本籍の記載のある住民票の写し</u>（日本国籍を有していない者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。第16条第2項第1号において同じ。） <u>若しくは住民票記載事項証明書</u>（日本国籍を有していない者については、同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。第16条第2項第1号において同じ。）</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。